

勝山市定住化促進事業

勝山市の定住人口の増加、空き家を有効活用するＵ・Ｉターン者及び子育て世帯への住環境の整備、及び子育てや介護の面で助け合いながら暮らすことのできる多世帯近居・同居の推進を図ること、並びに地域の活性化に資することを目的に、住宅取得及びリフォームに要する経費の一部を補助します

~~~~~ 新築住宅取得に対する補助 ~~~~~

1. 補助対象者

次のすべてに該当する者

(1) 50 歳以下又は転入者

※転入者とは転入する前 3 年間以上勝山市に住民登録されていない者で、次のいずれかに該当する者)

(ア) 転入して 2 年以内の者

(イ) 完了実績報告時まで転入する者

(2) 勝山市に定住(10 年以上)することを誓約できる者

(3) 取得する住宅の所有権の持分を 2 分の 1 以上有する者

(4) 申請者及び同居する世帯全員が市税等を滞納していないこと

(5) 個人情報の利用について同意書により同意できる者

2. 補助金額

○ 補助対象住宅の敷地全部を申請年度の前々年度の 4 月 1 日以降に 3 親等以内の直系親族以外から購入又は賃借した場合・・・100 万円

○ 上記以外の場合・・・50 万円

3. 補助の要件

(1) 市内業者から住宅を取得すること

(2) 取得する住宅の契約日は申請年度の募集開始以降の日付であること

4. 注意事項

(1) 交付申請は工事着工前に申請してください。工事着工後の申請は受付できません。

(2) 工事は、交付決定通知が届いてから着工してください。

(3) 申請から交付決定までは、約 2 週間要する場合がありますため期間に余裕をもって申請してください。

(4) 完了実績報告は申請年度の 3 月末日までに提出してください。

交付申請の方法

(1) 住宅を新築する場合

申請者は工事着工前に、下記の書類を提出してください。

- ①交付申請書（様式第3号）
- ②誓約書（様式第1号）
- ③同意書（様式第2号）
- ④住民票の謄本（申請時に市外に住民登録がある場合）
- ⑤住宅に関する契約書等の写し
- ⑥納税証明書（申請年の1月1日時点で市外に住民登録がある場合。学生を除く同居する家族全員分）
- ⑦図面（平面図、配置図及び敷地面積の分かる図面）
- ⑧【敷地を購入した場合】
土地に関する全部事項証明書及び土地売買契約書等の写し
- ⑨【敷地を賃借した場合】
土地賃貸借契約書等の写し



(2) 新築住宅を購入する場合

申請者は住宅取得・登記完了・住民票異動後、下記の書類を提出してください。

- ①交付申請書兼完了実績報告書（様式第4号）
- ②誓約書（様式第1号）
- ③同意書（様式第2号）
- ④住宅の購入に関する契約書等の写し
- ⑤住宅の購入に関する領収書の写し
- ⑥住宅に関する全部事項証明書
- ⑦納税証明書（申請年の1月1日時点で市外に住民登録がある場合。学生を除く同居する家族全員分）
- ⑧図面（平面図、配置図及び敷地面積の分かる図面）
- ⑨住宅の写真
- ⑩【敷地を購入した場合】
土地に関する全部事項証明書及び土地売買契約書等の写し
- ⑪【敷地を賃借した場合】
土地賃貸借契約書等の写し

補助金請求の方法

(1) の場合、工事完成・登記完了・住民票異動後、下記の書類を提出してください。

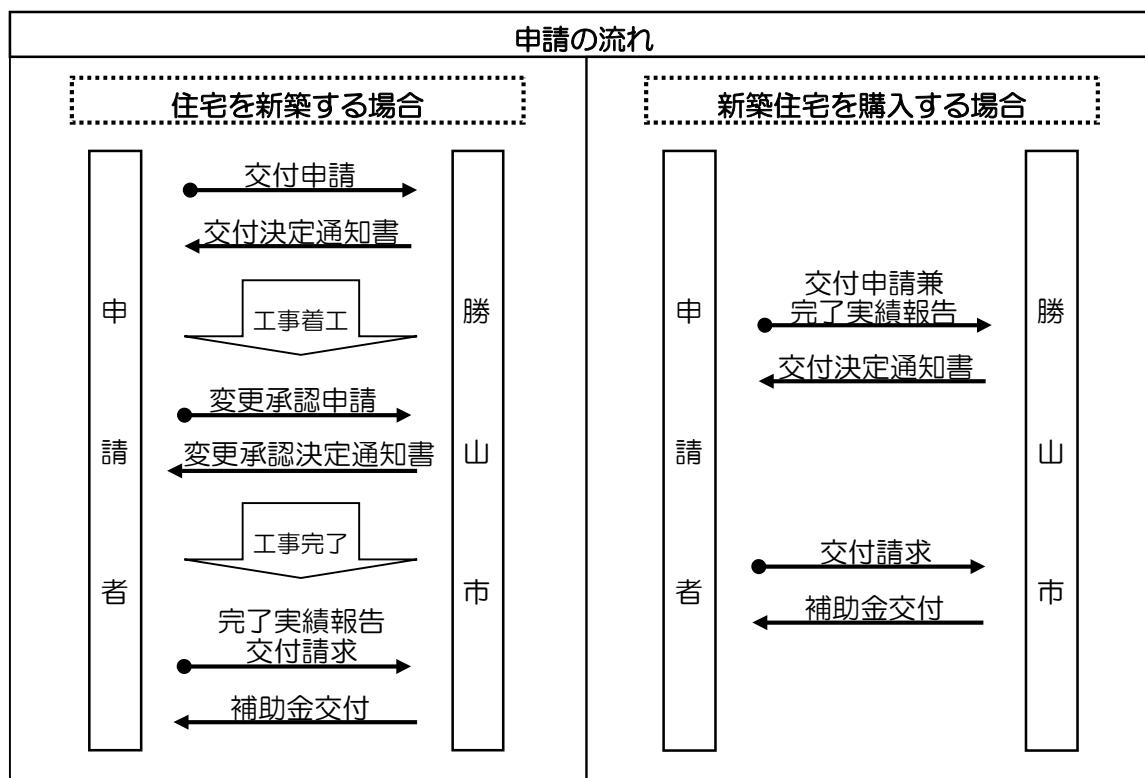
- ①完了実績報告書（様式第8号）
- ②交付決定通知書（様式第5号）の写し
- ③工事に関する領収書の写し
- ④工事完了後の写真
- ⑤住宅に関する全部事項証明書
- ⑧交付請求書（様式第9号）

(2) の場合、交付決定通知書（様式第5号）受け取り後、下記の書類を提出してください。

- ①交付請求書（様式第9号）

【補助金交付の注意事項】

- 申請内容に変更等がある場合は、速やかに変更(中止)承認申請書（様式第6号）を提出してください。
- 補助金は所得税法上一時所得となりますので、確定申告しなければならない場合があります。
- 完了実績報告書及び交付請求書は申請年度の3月末までに提出してください。



【お問い合わせ】

〒911-8501 福井県勝山市元町 1 丁目 1-1 (市役所 1 階)
勝山市役所 営繕課 建築・住宅政策係
TEL 0779-88-8128(課代表) FAX 0779-88-1118
E-MAIL kenchiku@city.katsuyama.lg.jp